

2011年5月12日 新聞切り抜き情報（介護保険）

○日経新聞

介護保険料の納付、40歳未満に拡大検討 厚労省 税・社会保障の一体改革で提示へ 2011/5/4 2:09

厚生労働省は、政府が進めている「税と社会保障の一体改革」で、[介護保険料](#)を納付する対象者を40歳未満に広げる案を提示する方針だ。高齢化で介護の給付費は増え続ける見通しで、保険料を負担する人の裾野を広げ、介護保険の財政基盤を強化する狙い。税と社会保障の一体改革に合わせ、早ければ2013年度にも導入を検討する。

税と社会保障の一体改革は、社会保障制度の再設計と税制の再構築を同時に進める目的で、政府は6月に結論を出すことを目指している。厚労省は12日にも、関係閣僚と有識者が集まる集中検討会議に介護保険の見直し案を提出する予定だ。

介護保険の給付費は11年度予算で7.9兆円と、制度が始まった00年度（3.6兆円）の2倍以上に膨らんだ。給付費は介護サービス総額のうち利用者負担（1割）を除いたもので、給付費の半分を税金、半分は保険料で負担している。

保険料は65歳以上は年金から天引き、40～64歳は健康保険料に上乗せする形で負担している。65歳以上の介護保険料は月平均4000円強。給付が増え続けると、さらに負担が増すため、厚労省は「保険料を負担する対象者の拡大も検討する必要がある」と考えている。

保険料を負担する対象者の拡大は「20歳以上」「25歳以上」「30歳以上」などが検討される見通し。資産の多い高齢者の保険料増額も議論する。医療や子育てと合わせた利用者負担に上限を設ける「総合合算制度」導入も課題として提示する。

ただ、介護保険をめぐる保険料の負担増には反発も予想される。税と社会保障の一体改革の集中検討会議でも異論が出るとみられ、調整は難航する可能性が大きい。

厚労省は給付を減らす案も提示する方向。軽度の要介護者に対する給付減や、サービス内容によって保険対象外にする案も検討する。

○2011年5月12日(木)「しんぶん赤旗」

介護保険法改定案 審議入り 「要支援」 安上がりに 「軽度者切り」の突破口狙う

介護保険法改定案が国会に提出されており、11日に衆院厚生労働委員会で趣旨説明が行われました。「要支援」と認定された人へのサービスを、市町村の判断で安上がりなものにおきかえられる新たな仕組みを盛り込んでいます。大震災の非常時の中で、政府・与党は国民に内容を知らせないまま成立させようとしています。（杉本恒如）

法案に盛り込まれている新たな仕組みは、「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）です。

介護保険制度では、「要支援」と認定された人は保険給付として訪問介護や通所介護などのサービスを受けられます。しかし新たな仕組みでは、「総合事業」を実施する市町村が、要支援者を保険給付の

対象から外し、「総合事業」の対象に移すことができます。

「総合事業」には訪問・通所サービス、配食、見守りなどが含まれます。財源は介護保険財政から出るものの上限付きです。サービス内容、職員の資格と人数、施設設備、事業者への報酬と利用料について保険給付のような全国基準がなく、市町村の裁量でサービス切り下げが可能です。

ホームヘルパーの資格のないスタッフに任せるなど、安上がりのサービスにされかねません。配食サービスで十分だとして、ホームヘルパーによる調理などの生活援助をとりあげる動きも加速する恐れがあります。

全国一律の介護保険給付を受ける要支援者の権利をないがしろにし、市町村任せの事業に委ねることで給付費を削減する仕組みです。

政府は、大震災による財政負担を口実に社会保障削減論を強めています。

4月27日の社会保障審議会介護給付費分科会では、龍谷大学の池田省三教授が「(大震災を機に)要支援1・2は介護保険から外すべきだ」「おばあちゃんのお世話保険をつくったわけじゃない」と持論を展開し、「どこかで切らなきゃいけない。ならば新しい方式として自治体に任せる方法がいい」と発言。法案の「総合事業」が要支援者切り捨ての手段になるとの認識を示しました。

この方向は「軽度者切り」を求める財界の意向に沿うものです。

政府の「社会保障改革に関する集中検討会議」では、「軽度な利用者へのサービスは保険の対象外に」(経済同友会)、「軽度の要介護者等への給付の見直しを」(日本経団連)と財界が合唱。これに呼応する形で、財務省や経済産業省が軽度者への給付の見直しを主張しています。

法案の「総合事業」創設は、その突破口を開くものです